

## 第27回千葉県大規模小売店舗立地審議会 書面審議

### 1 書面審議の開催について：

第26回千葉県大規模小売店舗立地審議会において、（仮称）イオン新鎌ヶ谷ショッピングセンターにおける審議案件については、判断根拠となる資料の再提出を求めることとし、審議会意見を保留とした。

本案件については、大規模小売店舗立地法に基づき手続が進められており、法第8条第4項の規定により届出から8ヶ月以内に県意見の有無を通知しなければならないが、会議を招集するには相応の日数を要することから、千葉県大規模小売店舗立地審議会運営規程第5条（書面による議事）の規定により、やむを得ない事由により審議会を開催できないと審議会会長が判断し、書面審議に代えることとしたものである。

### 2 意見を聴取した日時：平成15年12月1日（月）から12月3日（水）にかけて各委員から意見を聴取した。

### 3 意見を聴取した委員：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（10名）

赤羽委員、伊藤（公）委員、伊藤（捷）委員、磯村委員、古宮委員、崎田委員、中村委員、轟木委員、榛澤委員、山下委員

### 4 意見を聴取した審議案件：

（仮称）イオン新鎌ヶ谷ショッピングセンター（鎌ヶ谷市）

法第5条第1項（新設）届出日 平成15年4月7日

県意見期限 平成15年12月7日

○ 聴取した意見の内容については、次のとおりであった。

<伊藤会長> 意見なし

<赤羽委員> 平成15年12月1日に追加された資料が審議会への正式提出資料として取り扱われることを前提として、千葉県の意見を「意見なし」とすることが妥当であると判断する。

なお、「踏切連動制御」が行われている、踏切近傍の信号交差点は存在する。また、古宮委員が指摘されているように踏み切り連動制御が行われていないために、当該道路区間全体としての交通処理能力が

低下している可能性はある。

ただし、他の案件に対する見解の取扱いと同様に、信号制御に関する事項は設置者に帰すべきではなく公安委員会の所管である。

したがって、県の意見としてではなく、審議会の議事録に、以下のような議論があったことを残すことでどうか。

1. バイパスの部分開通による迂回交通の発生で、市役所前通りの交通需要は現状より減少することが期待される。
2. ただし、迂回需要の予測には不確定要素の影響が小さくはないので、交通状況が現状よりも悪化する可能性を完全に否定できるものではない。
3. もし、上記2. の可能性が顕在化したときには、市役所前通りと新京成線との踏切の近傍交差点への踏切連動制御の導入等も含めた対応が検討されるべきである。

<伊藤委員> 意見なし

<磯村委員> 意見なし

<古宮委員> 「踏み切り」における停滞が重要な問題点として検討をしているものと思われるが、この道路を休日に頻繁に通ることがある者としては、渋滞の要因がそれだけであるのか疑問なしとしない。

特に船橋我孫子線の当該地域の道路には、千葉鎌ヶ谷松戸線と交差する③交差点と、計画地に隣接して新設予定の⑤交差点との間に、市役所に入るT字の交差点の信号があること、また「踏切」の直近北側に新鎌ヶ谷駅に入ると思われる信号とがあり、更にその50m程北側にもう一つ信号がある。

これらの信号は、体感では良く連動されているように思えず、信号待ちの時間が長く感じられる。

従って、これらの信号のサイクルを変えない現状のままで、「踏切」における負荷のみで判断できるのか疑問がある。

専門委員の先生がこの点も含めての御意見として提出された資料をもって是とされるのであれば、「意見なし」の結論を支持する。

<崎田委員> 意見なし

<轟木委員> 意見なし

<中村委員> 意見なし

<榛澤委員> 意見なし。ただし、次のことを考慮して欲しい。

本来取り扱う問題は信号周期の決め方によって交通容量がどのように変化するのか、また電車（専用信号）踏切を付加することが自動車の流れにどのように影響するのかをシミュレーションによって検討することである（今後の指導に役立たせて欲しい）。

<山下委員> 意見なし

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。